

令和5年9月1日スタート

おおいたパートナーシップ宣誓制度

大分市では、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し合い、共に生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指しています。

「性的マイノリティ（性的少数者）」の方は、左利きの人と同じ割合（約10%）でいるといわれています。性的マイノリティの方が、社会の中で自分らしく暮らしていくことを実現するために、「おおいたパートナーシップ宣誓制度」の運用を開始します。

☆ 制度の概要

一方または双方が性的マイノリティのお二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市が宣誓の事実を認めるとともにパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

受領証を提示することで、一部の行政サービスなどが利用できるようになります。

なお、税金の控除や相続などの法律上の効果が生じるものではありません。

☆ 制度を利用できる方

次のすべてに該当するお二人が対象です。

- ・18歳以上であること
- ・一方または双方が大分市に居住、または14日以内に転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと（事実婚を含む）
- ・宣誓する相手以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・近親者（民法で婚姻ができない続柄）でないこと

☆ 準備していただく書類

- ・住民票
- ・独身であることが証明できる書類（独身証明書や戸籍抄本など）
- ・本人確認できる書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）

◎宣誓には事前予約が必要です。詳しくは下記へお問合せください。

【問い合わせ・予約受付先】

〒870-0021 大分市府内町1丁目5番38号 コンパルホール2階
大分市市民部 生活安全・男女共同参画課 男女共同参画センター（たびねす）
TEL：097-574-5577

E-mail：danjokyodo@city.oita.oita.jp

日 時：月曜日～金曜日の9時から17時（土・日曜日、祝日、休館日を除く）



市民・事業者の皆さまへ

人にはそれぞれ個性があり、誰一人として同じ人はいません。性のありようを詳しく知らないことで誰かを傷つけているかもしれません。

性的マイノリティの方々への理解を深めていただき、パートナーシップ宣誓制度を安心して利用できるよう、市民の皆さまのご理解と事業者の皆さまのご協力をお願いします。



☆ 性のありようとは

性のありようは、さまざまであり、単に男性女性どちらかに分けられるものではありません。また、性的マイノリティといっても、自分自身が性的マイノリティであることを受け入れている場合もあれば受け入れていない場合もあるなど、一人ひとり状況が違います。

☆ 性の要素（構成）

☆からだの性

出生後、性染色体、性腺、内性器、外性器などに見られる生物学的特徴により、主に医師が性別を判断し出生証明書に記載します。これにより出生届が出されると戸籍にも記載されます。

☆こころの性（ジェンダーアイデンティティ、性自認）

自分がどのような性別であると思っているのかという認識のことです。

☆好きになる性（性的指向）

恋愛感情や性的関心がどの性別に向いているかを示すものです。

☆表現する性

服装やメイク、しぐさや言葉遣いなどの自己表現を通じて、自分はどのような性を表現したいのか、社会生活の中でどう振舞いたいのかを示すもので、ジェンダーアイデンティティ（性自認）や性的指向とは別のものです。

☆ 性的マイノリティとは

「出生時に判定された性別とジェンダーアイデンティティ（性自認）が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない方のことです。LGBT などとも呼ばれています。

<問い合わせ先>

大分市市民部生活安全・男女共同参画課
男女共同参画センター（たびねす）

